石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

第十六条略第十六条略	2 4 略	駐在させるための駐在地を指定することができる。 「室の設置等」 第一条 本庁の分課、出先機関及び教育機関等の分掌事務の円滑な施行を 第十五条 (室の設置等) 第五章 雑則 第一条 第十四条 略 第一条 第十四条 略	改正案
· 略	略	させるための駐在地を指定することができる。 るため臨時に必要がある場合は、室を設置し、 祭 分課 のハ設置等) 第五章 雑則 第五章 雑則	現
		る。「一の分掌事務の円滑な施行を「の分掌事務の円滑な施行を	行